

第2次群馬県手話施策実施計画

群馬県
令和2年3月

はじめに

群馬県では、手話が言語であるとの認識のもと、手話の普及等に関する理念や施策の推進に必要な事項を定めた「群馬県手話言語条例」を平成27年4月に施行し、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指しています。



この目標を効果的に実現するために、平成28年10月に「群馬県手話施策実施計画」を策定し、手話の環境整備や普及啓発を行うとともに、平成31年4月には「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を施行するなど、障害及び障害者に対する県民の皆様の理解を深めていただく取り組みを進めております。

また、令和2年度から令和5年度までを期間とする新たな計画「第2次群馬県手話施策実施計画」を策定し、従前からの手話の普及等に加え、手話通訳者の増加や聾学校における手話に関する教育環境の充実を図ることとしております。

本計画に基づき、更なる手話の普及啓発等に努めて参りたいと考えておりますので、引き続き、県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、群馬県手話施策推進協議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメント等を通じ、多くの皆様から貴重な御意見、御提言を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

群馬県知事 山本 一太

目 次

第一章 総論

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2

第二章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	3
2	基本方針	3
3	施策体系	4

第三章 施策の展開

1	手話の環境整備	5
(1)	手話を学ぶ機会の確保	5
(2)	手話を用いた情報発信	6
(3)	手話通訳者等の派遣体制の整備	7
2	手話の普及・啓発	8
(1)	県民等への手話の普及・啓発	8
(2)	事業者への手話の普及・啓発	9
(3)	手話に関する調査研究への支援	9
3	手話の教育環境の整備	10
(1)	乳幼児期からの手話の教育環境の整備	10
(2)	ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援	11
(3)	ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性向上に関する研修の充実	11

第四章 数値・資料編

1	数値目標・指標	12
2	群馬県における聴覚障害者の数	13
3	群馬県における登録手話通訳者の数	13
4	群馬県における手話通訳者養成指導者（講師）の数	13
5	群馬県立聾学校における在籍幼児・児童・生徒数	14
6	計画策定の経過	14
7	群馬県手話施策推進協議会委員名簿	15

1 計画策定の背景

手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者の意思疎通の際に用いられています。

平成18年に国際連合総会で採択された『障害者の権利に関する条約』において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と明記されました。

日本でも平成23年に改正された『障害者基本法』において、「言語（手話を含む。）」と規定され、平成26年には『障害者の権利に関する条約』が批准されています。

群馬県においては、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関する理念や施策の推進に必要な事項を定めた『群馬県手話言語条例』を平成27年3月に制定し、同年4月から施行しました。

さらに、平成28年10月には、『群馬県手話言語条例』の趣旨に基づき、【群馬県手話施策実施計画】を策定し、手話の普及と啓発を推進するため施策を実施してきました。

こうした中、これまでの施策の進捗状況等を踏まえ、【第2次群馬県手話施策実施計画】を策定します。本計画では新たに、群馬県手話通訳者認定試験の年間合格者数や県立聾学校における乳幼児相談件数を目標数値として設定し、引き続きろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会が現実のものとなるよう、各種施策に取り組めます。

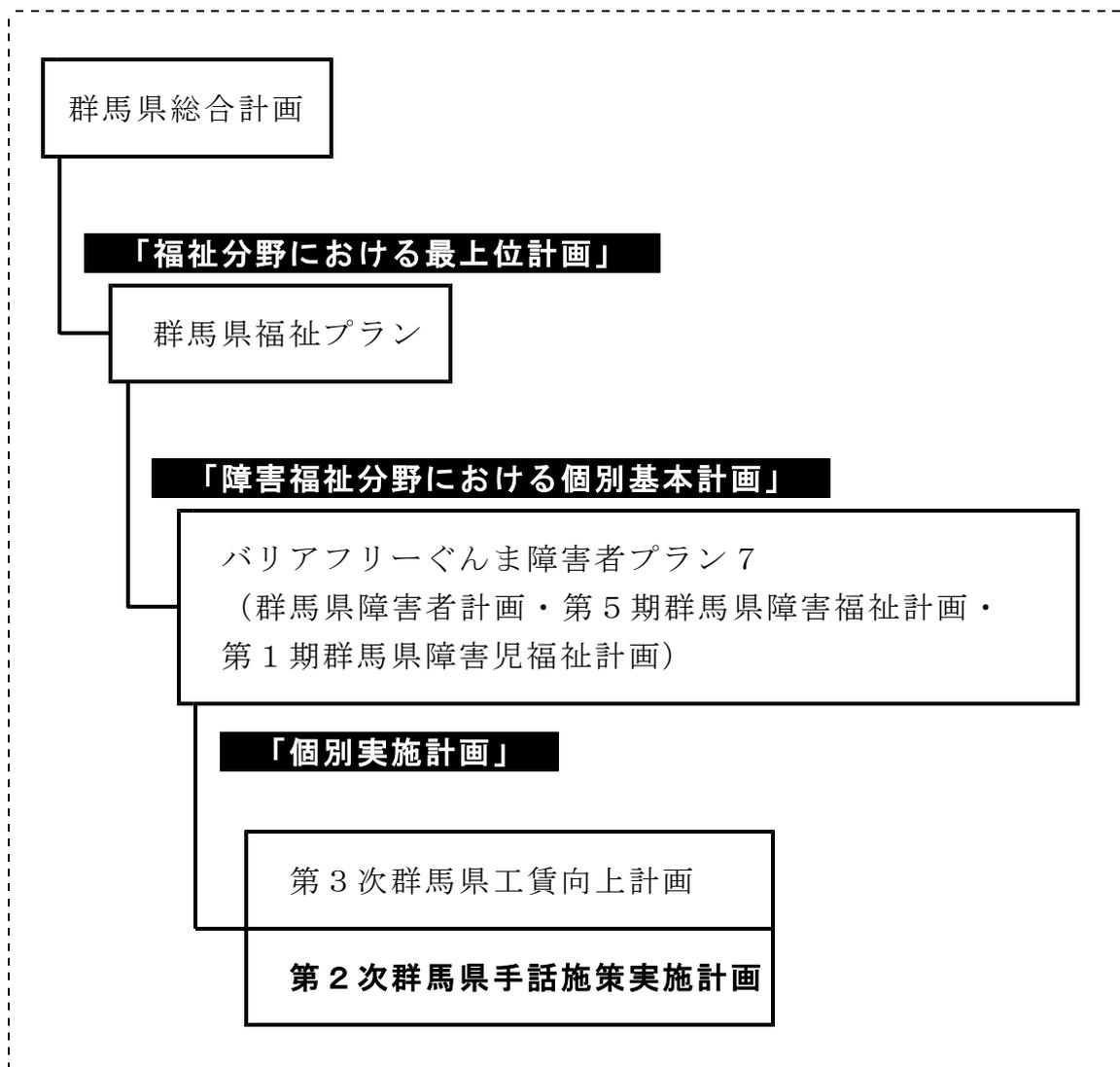


「手話」を表現している
ぐんまちゃん

2 計画の位置付け

本計画は、群馬県手話言語条例（平成27年3月20日条例第22号）の趣旨に基づき、手話の普及と啓発に資する環境を整備するために必要な施策に係る実施計画であって、障害者基本法、障害者総合支援法に基づく「バリアフリーぐんま障害者プラン7」における「意思疎通環境の整備」に係る個別実施計画に位置付けられます。

【計画体系】



3 計画の期間

令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

第二章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

手話が言語であるとの認識の下、言語活動の文化的所産であることを理解し、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指します。

2 基本方針

基本理念の実現に向けた施策展開を図るため、以下の3つの基本方針を置きます。

(1) 手話の環境整備

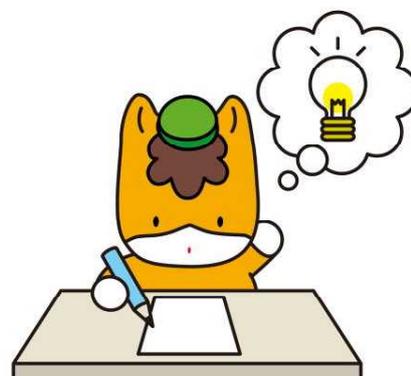
手話を使用しやすい環境を整えるため、手話通訳者の派遣等ろう者に対する意思疎通支援体制の整備や、手話を用いた情報提供等に努めるほか、県民全体が手話を学んでいくための機会確保などを推進します。

(2) 手話の普及・啓発

県民、事業者等が、ろう者や手話に関する理解を深め、それぞれの役割を十分に果たすことができるよう、手話についての啓発を図るとともに、手話の発展に向けた取組への協力などを推進します。

(3) 手話の教育環境の整備

学校の設置者は、ろう児等の障害の状態や発達段階等に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備に努めます。

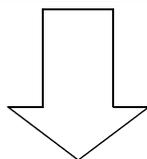


3 施策体系

1 手話の環境整備	(1) 手話を学ぶ機会の確保
	(2) 手話を用いた情報発信
	(3) 手話通訳者等の派遣体制の整備
2 手話の普及・啓発	(1) 県民等への手話の普及・啓発
	(2) 事業者への手話の普及・啓発
	(3) 手話に関する調査研究への支援
3 手話の教育環境の整備	(1) 乳幼児期からの手話の教育環境の整備
	(2) ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援
	(3) ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性向上に関する研修の充実

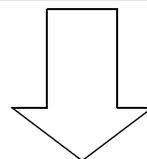
基本理念

手話が言語であるとの認識の下、言語活動の文化的所産であることを理解し、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現。



3つの基本方針

手話の環境整備	手話の普及・啓発	手話の教育環境の整備
---------	----------	------------



施策展開

第三章 施策の展開

この章において

〈継続施策〉とは、令和元年度までに既に実施し、引続き実施する施策のことをいいます。

〈予定施策〉とは、令和2年度以降に実施を検討する施策のことをいいます。

1 手話の環境整備

(1) 手話を学ぶ機会の確保

- ① 県民が、手話の学習や交流を行う場として、各地域で活動している手話サークルを紹介するため、県ホームページ等への群馬県手話サークル連絡会加盟サークルの名簿掲載を継続して実施します。
- ② 市町村が実施する手話奉仕員養成研修や、関係機関が開催する手話学習会等の県民が手話を学ぶ機会について、市町村や関係機関と連携して情報収集を行い、県ホームページ等でお知らせします。
- ③ 手話奉仕員養成講座の受講者等に対し、手話通訳者等が手話通訳の魅力や必要性等を伝えるセミナーを実施します。

〈継続施策〉

- ・ 県ホームページ等への群馬県手話サークル連絡会名簿の掲載
- ・ 手話奉仕員養成研修等の情報収集及び県ホームページ等での周知

〈予定施策〉

- ・ 手話通訳者等によるセミナーの開催



(2) 手話を用いた情報発信

- ① ろう者が速やかに県政に関する情報を得ることができるよう、聴覚障害者情報提供施設である、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザを継続して運営します。
- ② ろう者と聞こえる人との間で、手話によるコミュニケーションを行うため、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて、手話通訳者が画面越しに手話通訳を行う、遠隔手話通訳サービス事業の実施方法や周知方法等の見直しを行い、利用促進に努めます。
- ③ 聴覚障害のある人の団体が行う、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて実施する電話リレーサービス事業に対して、継続して費用の援助を行います。
- ④ 手話通訳を入れた広報番組の制作・提供を継続して実施します。
- ⑤ 県議会において、事前の申込みによる、本会議(質疑及び一般質問)の手話通訳を継続して行うとともに、県議会レポート等の番組において手話通訳を挿入します。

〈継続施策〉

- ・ 県聴覚障害者コミュニケーションプラザの運営
- ・ 遠隔手話通訳サービス事業の実施
- ・ 電話リレーサービス事業への援助
- ・ 手話通訳等入り広報番組の制作・提供
- ・ 県議会及び県議会番組における手話通訳の実施

〈予定施策〉

- ・ 遠隔手話通訳サービス事業の見直し

(3) 手話通訳者等の派遣体制の整備

- ① 手話通訳者の増加を図るため、手話通訳者養成に必要な指導者の育成を継続して実施するとともに、指導者を確保するための検討を行います。
- ② 聴覚障害のある人の団体が行う手話通訳士の資格取得を推進する事業に対して、費用の援助を継続して行います。
- ③ 広域的行事への派遣や、市町村での対応が困難な専門性の高い派遣等について、手話通訳者の派遣を継続して実施するとともに、周知方法等について検討します。
- ④ 市町村が実施する手話通訳者派遣事業への支援・協力を、継続して実施します。
- ⑤ 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザが実施する、手話通訳者養成研修（中核市との共催事業）及び、通訳技術向上のための登録手話通訳者研修を、継続して実施するとともに、随時、検討します。

〈継続施策〉

- ・手話通訳者を養成するための指導者の育成
- ・手話通訳者研修指導者研修会を毎年開催
- ・手話通訳士養成事業への補助
- ・広域的行事への手話通訳者の派遣
- ・市町村が実施する手話通訳者派遣事業への支援・協力
- ・手話通訳者養成研修及び登録手話通訳者研修の実施及び随時検討

〈予定施策〉

- ・手話通訳者養成研修に係る実施会場の拡充
- ・群馬大学との手話通訳者養成研修に係る共同研究



2 手話の普及・啓発

(1) 県民等への手話の普及・啓発

- ① 手話の普及・啓発を図るため、市町村や関係機関と協力しながらイベントを継続して開催するとともに、随時、イベント内容や開催場所等の検討を行います。
- ② 手話の普及・啓発を図るため、条例の解説や簡単な手話等を掲載したパンフレットやリーフレット等の作成・配布を行うとともに、県ホームページへパンフレットやリーフレット等のデータ掲載を継続して実施し、随時、内容や配布方法等の検討を行います。
- ③ 県民が、手話の学習や交流を行う場として、各地域で活動している手話サークルを支援するため、群馬県手話サークル連絡会の活動に対しての援助を、継続して実施するとともに、手話に関わる人の増加を図ります。
- ④ 県職員が、手話を学習する取組を推進するため、職員向けの研修を継続して実施するとともに、実施方法や周知方法等について、随時、検討します。

〈継続施策〉

- ・ イベントの開催
- ・ 事業者向けや子ども向けなど対象者ごとのリーフレットの作成・配布
- ・ 群馬県手話サークル連絡会の活動への援助
- ・ 県職員向け研修の開催

〈予定施策〉

- ・ イベントの内容や開催場所等の検討
- ・ 事業者向けや子ども向けなど対象者ごとのリーフレットの内容や配布方法等の検討
- ・ 県職員向け研修の実施方法等の検討

(2) 事業者への手話の普及・啓発

- ① 企業等において手話の普及が進むよう、事業者が従業員に対して開催した手話講習会等の開催費用を一定期間援助するとともに、開催方法等の見直しを行います。
- ② ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい労働環境整備が行われるよう、市町村や関係機関と連携して、県ホームページ等を通じた、合理的な配慮等に関する事業者への情報提供の充実を図ります。

〈継続施策〉

- ・手話講習会等開催経費の補助
- ・事業者に向けた、ろう者に対するサービス提供・就労支援のわかりやすい情報提供

〈予定施策〉

- ・手話講習会等開催経費補助の見直し

(3) 手話に関する調査研究への支援

- ① ろう者や手話に関わる者が行う、手話に関する調査研究の推進を継続して協力します。
- ② 調査研究の成果について、県ホームページへ掲載し、成果の普及に協力します。

〈継続施策〉

- ・調査研究の推進への協力

〈予定施策〉

- ・県ホームページへの調査研究成果の掲載

3 手話の教育環境の整備

(1) 乳幼児期からの手話の教育環境の整備

- ① 聾学校乳幼児教育相談では、手話を用いた、親子の豊かなコミュニケーション及びことばの発達に関する支援や、手話に関する相談及び情報提供を行います。
- ② 聾学校では、手話を含む多様なコミュニケーション手段を用いて各教科等を学んだり、自立活動において手話を学んだりする指導の充実に努めます。
- ③ 群馬県教育委員会では、学校等における手話の活用や研修を支援する取組を進めます。

〈継続施策〉

- ・聾学校乳幼児教育相談での手話に関する相談・支援
- ・聾学校における手話を含む多様なコミュニケーション手段を用いた各教科等の指導の充実
- ・手話について学ぶための自立活動の指導の充実

〈予定施策〉

- ・聴覚に障害のある乳幼児やその保護者の支援にかかわる機関との連携・協力による聾学校乳幼児教育相談の特色を生かした相談・支援の実施
- ・ろう者を含む手話に通じた外部人材（コミュニケーションサポーター）の教育活動への活用による、幼児児童生徒の手話のコミュニケーションの向上と自己肯定感の育成
- ・ろう児及び保護者への手話に関する情報の提供



(2) ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援

- ① 聾学校は、P T Aと協力し、ろう児同士やろう者を含む保護者同士が、日常的に円滑なコミュニケーションをとることができるよう、手話について学んだり、相談したりできる機会の設定に努めます。
- ② 聾学校では、聴覚障害支援センターを中心に、きこえやことばに関する相談・支援の推進や、手話を含むコミュニケーション手段の活用に関する助言・援助を行います。

〈継続施策〉

- ・聴覚障害支援センターによる手話を含むコミュニケーション手段の活用に関する助言・援助

〈予定施策〉

- ・ろう者を含む手話に通じた外部人材（コミュニケーションサポーター）を活用した、手話に関する保護者同士の学習会や相談会の実施
- ・聴覚障害支援センターによる手話の活用に関する助言・援助の充実

(3) ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性向上に関する研修の充実

- ① 手話に通じたろう者を含む教員の確保や、手話に関する技術の向上などの様々な教育課題に対応できる教員としての専門性を高めるための研修を継続して行います。

〈継続施策〉

- ・教員採用試験における障害者別枠採用及び所有資格による加点制度（手話通訳士、群馬県手話通訳者認定試験合格者）の実施
- ・聾学校勤務経験者の聾学校への異動の推進
- ・聾学校における手話の技術の向上に関する研修の充実

〈予定施策〉

- ・ろう者を含む手話に通じた外部人材（コミュニケーションサポーター）の教育活動への活用による OJT の充実

第四章 数値・資料編

1 数値目標・指標

(1) 数値目標

ア 群馬県手話通訳者認定試験年間合格者数
8人 (令和5年度)

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和5年度(目標)
合格者数	5	4	7	1	1	8

イ 群馬県立聾学校乳幼児教育相談件数
1,200件 (令和5年度)

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和5年度(目標)
相談件数	578	810	1,081	1,149	1,073	1,200

(2) 指標

ア 手話サークル連絡会会員数

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
会員数	715	768	805

イ 手話奉仕員養成者数

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
修了者数	179	234	264

ウ 手話通訳者派遣者数

(県、市町村、群馬県聴覚障害者連盟派遣の合計)

(単位：人)

派遣者	平成28年度	平成29年度	平成30年度
県	1,112	1,189	1,073
市町村	13,777	13,825	15,109
群聴障連	1,264	1,263	1,361
合計	16,153	16,277	17,543

エ 群馬県立聾学校聴覚障害支援センター相談件数

(単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数	509	539	619

オ 群馬県立聾学校の校内研修における手話関係の研修割合
(手話関係研修時間／全体研修合計時間)

(単位：%)

	平成26年度	平成29年度	平成30年度
研修割合	17.5	38.8	45.9

2 群馬県における聴覚障害者の数

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
聴覚・平衡機能障害	6,386	6,589	6,744	6,919	7,124
身体障害者手帳交付者数	69,699	70,117	69,222	68,964	69,085
県人口	2,007,500	2,001,055	2,001,055	1,993,600	1,985,003

※各数字は年度末現在

※県人口は年度末人口（住民基本台帳）

3 群馬県における登録手話通訳者の数

(単位：人)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
101	103	104	105	102

※各年度登録者数

4 群馬県における手話通訳者養成指導者（講師）の数

(単位：人)

手話通訳者講師	ろう者講師
31	18

※平成 30 年度末現在 実修了者数

講師とは、全国手話研修センターが開催する「手話通訳者養成担当講師連続講座」及び県聴覚障害者コミュニケーションプラザが開催する「手話通訳者養成研修指導者研修会」の修了者をいいます。

5 群馬県立聾学校における在籍幼児・児童・生徒数

(単位：人)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
101	90	89	87	85

※数字は各年度の5月1日現在

6 計画策定の経過

計画の策定にあたっては、群馬県手話施策推進協議会において検討を進めました。

月 日	会 議 名 等
令和元年 6月18日	第1回県手話施策推進協議会 (計画の構成及び骨子について検討)
令和元年10月7日	第2回県手話施策推進協議会 (計画案について検討)
令和元年12月10日	計画案に関するパブリックコメントの実施 (令和2年1月9日まで)
令和2年 2月 6日	第3回県手話施策推進協議会 (計画案について検討(最終協議))
令和2年 3月 11日	県議会厚生文化常任委員会に計画案を説明
令和2年 3月 30日	計画案に関するパブリックコメントの結果公表

【パブリックコメントとは】

国や地方公共団体などの行政が、新たな行政計画等を策定するときに、その案を公表し、県民等からのコメント(意見)を求める制度。

7 群馬県手話施策推進協議会委員名簿

委員任期：平成29年11月4日～令和2年3月31日

(令和元年10月7日時点)

氏名	所属・役職等	備考
早川 健一	(一社) 群馬県聴覚障害者連盟 理事長	会長 副会長 副会長
板橋 章夫	群馬県認定手話通訳者協会 会長	
小林 慶美	群馬県手話通訳問題研究会 会長	
長井 輝夫	群馬県手話サークル連絡会 会長	
土橋 恵津子	群馬県立聾学校 校長	
増田 直身	群馬県聴覚障害者親の会 会長	
飯島 雅年	高崎市立東小学校 校長	
金澤 貴之	群馬大学教育学部障害児教育講座 教授	
大和 勲	群馬県議会厚生文化常任委員会 委員長	
鈴木 明	前橋市福祉部障害福祉課 課長	
千明 浩	高崎市福祉部障害福祉課 課長	
桑原 正	中之条町住民福祉課 課長	
細渕 幸一郎	群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ 館長	
戸塚 一則	(社福) 群馬県社会福祉協議会 常務理事	